

2019年6月

IFRS®基準
公開草案 ED/2019/4

IFRS第17号の修正

コメント期限：2019年9月25日

公開草案
IFRS 第 17 号の修正

コメント期限 : 2019 年 9 月 25 日

Exposure Draft ED/2019/4 *Amendments to IFRS 17* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. The proposals may be modified in the light of comments received before being issued in final form. Comments need to be received by 25 September 2019 and should be submitted in writing to the address below, by email to commentletters@ifrs.org or electronically using our ‘Open for comment documents’ page at: <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN: 978-1-911629-33-7

Copyright © 2019 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licences@ifrs.org.

Copies of Board publications may be obtained from the Foundation’s Publications Department. Please address publication and copyright matters to publications@ifrs.org or visit our webshop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the ‘IASB® logo’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘*IFRS for SMEs*®’, the *IFRS for SMEs*® logo, the ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘IFRS Taxonomy®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD, United Kingdom.

公開草案
IFRS 第 17 号の修正

コメント期限：2019 年 9 月 25 日

公開草案 ED/2019/4「IFRS 第 17 号の修正」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメントを求めることのみのために公表したものである。提案は、最終の形となる前に、寄せられたコメントに照らして修正されることがある。コメントは、2019年9月25日までに到着する必要がある。下記の宛先に文書で提出するか、commentletters@ifrs.org への電子メール又は我々の‘Open for comment documents’ページ (<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>) を用いて電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト (www.ifrs.org) に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

ISBN: 978-1-911629-33-7

ISBN（本公表物全体（2部構成））: 978-1-911629-32-0

コピーライト © 2019 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の licences@ifrs.org に連絡されたい。

IASB 公表物のコピーは当財団の出版部から入手できる。公表物及び著作権に関する事項については、publications@ifrs.org に照会するか又は当財団のウェブショップ <http://shop.ifrs.org> を訪問されたい。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IASB® ロゴ’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘IFRS Taxonomy®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD, United Kingdom に置いている。

目 次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	8
[案] IFRS 第 17 号「保険契約」の修正	13
[案] 付録 A—用語の定義の修正	30
[案] 付録 B—適用指針の修正	32
[案] 付録 C—発効日及び経過措置の修正	43
[案] 付録 D—他の IFRS 基準の結果的修正	46
[案] IFRS 第 17 号に関する設例の修正	53
[案] IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の修正	58
[案] IFRS 第 4 号「保険契約」の修正	59
審議会による 2019 年 6 月公表の公開草案「IFRS 第 17 号の修正」の承認	60
公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する結論の根拠（別冊参照）	

はじめに

本公開草案の理由

国際会計基準審議会（当審議会）が公表した本公開草案は、IFRS第17号「保険契約」（2017年5月公表）の導入の間に利害関係者から提起された懸念及び課題に対応するための、IFRS第17号の的を絞った修正を提案している。

IFRS第17号は、IFRS第4号「保険契約」を適用して使用されている広範囲の保険会計実務の多くの不十分な点に対処するために必要とされており、大規模な導入活動がすでに行われている。当審議会は、利害関係者から提起された懸念及び課題を検討し、IFRS第17号の的を絞った修正の提案による潜在的コストは、当該修正が同基準を適用する企業に有意義な支援を提供し、かつ、次のようなものなのであれば、正当化し得ると結論を下した。

- (a) 基準の根本原則を変更しない（変更をすると、変更がない場合にIFRS第17号の適用からもたらされる情報と比較して、財務諸表の利用者にとっての有用な情報の重大な喪失が生じることとなるからである）、かつ、
- (b) すでに進められている導入作業を過度に混乱させることや、IFRS第17号の発効日の過度の遅延のリスクを生じさせることを避ける。

本公開草案における提案

本公開草案は、以下のトピックに関してIFRS第17号の的を絞った修正を提案している。

- (a) 範囲除外 — 保険契約の定義を満たすクレジットカード契約及び融資契約（第7項(h)、第8A項、付録D及びBC9項からBC30項）
- (b) 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収（第28A項から第28D項、第105A項から第105C項、B35A項からB35C項及びBC31項からBC49項）
- (c) 投資リターン・サービス及び投資関連サービスに帰属する契約上のサービス・マージン（第44項から第45項、第109項、第117項(c)(v)、付録A、B119項からB119B項及びBC50項からBC66項）
- (d) 保有している再保険契約 — 基礎となる保険契約に係る損失の回収（第62項、第66A項から第66B項、B119C項からB119F項及びBC67項からBC90項）
- (e) 財政状態計算書における表示（第78項から第79項、第99項、第132項及びBC91項からBC100項）
- (f) リスク軽減オプションの適用可能性（B116項及びBC101項からBC109項）
- (g) IFRS第17号の発効日及びIFRS第4号におけるIFRS第9号「金融商品」の一時的免除（C1項、[案]IFRS第4号の修正及びBC110項からBC118項）
- (h) 経過的な修正及び救済措置（C3項(b)、C5A項、C9A項、C22A項及びBC119項からBC146項）
- (i) 軽微な修正（BC147項からBC163項）

IFRS 第 17 号の修正

結論の根拠は、本公開草案における修正案についての当審議会の論拠を説明している。結論の根拠は、当審議会が検討して提案しないことを決定した他の修正についての当審議会の論拠も説明している（BC164 項から BC220 項）。結論の根拠の BC221 項は、修正案により生じる可能性の高いコストと便益を要約している。

誰が本公開草案における提案の影響を受けるのか

本修正案は、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる保険契約を発行する企業に影響を与える可能性がある。

提案はいつ発効するのか

本公開草案は、企業は修正後の基準を 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを要求されると提案している。

今後のステップ

当審議会は、2019 年 9 月 25 日までに本公開草案について受け取ったコメントを検討し、IFRS 第 17 号の修正案を進めるかどうかを決定する。当審議会は、これによる IFRS 第 17 号の修正を 2020 年半ばに公表する計画である。

追加的な適用上の論点が生じる可能性はあるが、当審議会は、追加の基準設定につながるような追加的論点の可能性は低いであろうと予想している。利害関係者は、IFRS 第 17 号の公表以来、重大な適用上の論点を識別するための相当の期間を過ごしており、当審議会は、そのような論点はすでに識別されていると予想している。さらに、IFRS 第 17 号のこれ以上の変更は導入プロセスを助けるよりも混乱させる可能性の方が高いと認識しているので、当審議会は IFRS 第 17 号の適用後レビューの後までは追加の修正を提案することを望んでいない。

コメント募集

当審議会は、公開草案「IFRS第17号の修正」に対するコメント、特に、下記の質問に対するコメントを募集している。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記載された質問に対応している。
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 提案の中で翻訳が困難な文言を識別している。

当審議会は、本公開草案で扱っている事項についてのみコメントを募集している。

コメント提出者への質問

質問1 — 範囲除外 — 保険契約の定義を満たすクレジットカード契約及び融資契約（第7項(h)、第8A項、付録D及びBC9項からBC30項）

- (a) 第7項(h)は、保険契約の定義を満たすクレジットカード契約（企業が個々の顧客に関連した保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映していない場合に、かつ、その場合にのみ）を除外することを要求されると提案している。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (b) 第7項(a)から(h)によってIFRS第17号の範囲から除外されない場合には、第8A項は、保険契約の定義を満たすが保険事故に対する補償を当該契約によって創出された保険契約者の義務を決済するために要する金額に限定する契約（例えば、死亡時に債務免除のある融資）に対し、企業はIFRS第17号又はIFRS第9号を適用することを選択することを提案している。企業は、当該選択を保険契約の各ポートフォリオについて行うことを要求され、各ポートフォリオについての選択は取消不能とされる。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問2 — 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収（第28A項から第28D項、第105A項から第105C項、B35A項からB35C項及びBC31項からBC49項）

第28A項から第28D項及びB35A項からB35C項は、企業が次のようにすることを提案している。

- (a) 規則的かつ合理的な基準で、ある保険契約グループに直接帰属する保険獲得キャッシュ・フローを、当該グループ及び当該グループの中の契約の更新から生じると見込まれる契約を含むグループに配分する。
- (b) 保険獲得キャッシュ・フローが配分される保険契約グループが認識される前に支払われた保険獲得キャッシュ・フローを、資産として認識する。
- (c) 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産について、当該資産が減損している可能性があることが事実及び状況により示唆されている場合には、その回収可能性を評価する。

第105A項から第105C項は、このような資産の開示を提案している。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 3 — 投資リターン・サービス及び投資関連サービスに帰属する契約上のサービス・マージン（第 44 項から第 45 項、第 109 項、第 117 項(c)(v)、付録 A、B119 項から B119B 項及び BC50 項から BC66 項）

- (a) 第 44 項、B119 項から B119A 項及び付録 A における定義で、企業が直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位を、保険カバーに加えて、投資リターン・サービスがあればその給付の量及び予想期間を考慮して識別することを提案している。B119B 項で、契約が投資リターン・サービスを提供する場合の規準を特定している。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (b) 第 45 項、B119 項から B119A 項及び付録 A における定義で、企業は直接連動有配当保険契約についてのカバー単位を、保険カバーと投資関連サービスの両方の給付の量及び予想期間を考慮して識別することを要求される旨を明確化している。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (c) 第 109 項は、企業が報告期間末に残存している契約上のサービス・マージンを純損益にいつ認識すると見込んでいるのかに関する定量的情報を開示することを提案している。第 117 項(c)(v)は、保険カバーと投資リターン・サービス又は投資関連サービスが提供する給付の相対的なウェイト付けを決定するために使用したアプローチを企業が開示することを提案している。

この開示の要求事項案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 4 — 保有している再保険契約 — 基礎となる保険契約に係る損失の回収（第 62 項、第 66A 項から第 66B 項、B119C 項から B119F 項及び BC67 項から BC90 項）

第 66A 項は、企業が基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は当該グループへの不利な契約の追加時に損失を認識する場合に、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約グループの契約上のサービス・マージンを修正し、その結果として収益を認識することを提案している。修正及び結果として生じる収益の金額は、下記の積で算定される。

- (a) 基礎となる保険契約グループについて認識した損失
- (b) 基礎となる契約グループに係る保険金請求のうち企業が保有している再保険契約グループから回収する権利を有している部分の一定割合

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 5 — 財政状態計算書における表示（第 78 項から第 79 項、第 99 項、第 132 項及び BC91 項から BC100 項）

第 78 項の修正案は、発行した保険契約のポートフォリオうち資産であるポートフォリオ及び負債であるポートフォリオの帳簿価額を財政状態計算書において区分して表示することを企業に要求することとなる。現行の要求事項を適用した場合、企業は発行した保険契約のグループのうち資産であるグループと負債であるグループを表示することになる。この修正は、保有している再保険契約のポートフォリオのうち資産であるものと負債であるものにも適用される。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問6 — リスク軽減オプションの適用可能性 (B116 項及び BC101 項から BC109 項)

B116 項の修正案は、企業が直接連動有配当保険契約から生じる金融リスクを軽減するためにデリバティブを使用している場合に利用可能なリスク軽減オプションを拡張することになる。当該オプションは、企業が直接連動有配当保険契約から生じる金融リスクを軽減するために、保有している再保険契約を使用する状況に適用されることになる。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問7 — IFRS 第 17 号の発効日及び IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号の一時的免除 (C1 項、[案] IFRS 第 4 号の修正及び BC110 項から BC118 項)

IFRS 第 17 号は 2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用される。本公開草案における修正案は、すでに進められている導入を過度に混乱させることや、発効日の過度の遅延のリスクを生じさせることのないはずのものである。

- (a) C1 項の修正案は、IFRS 第 17 号の発効日を 2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から 1 年延期して、2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とする。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (b) IFRS 第 4 号の第 20A 項の修正案は、IFRS 第 9 号の一時的免除を 1 年延長して、この免除を適用する企業が 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に IFRS 第 9 号を適用することを要求されるようにする。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問8 — 経過的な修正及び救済措置 (C3 項(b)、C5A 項、C9A 項、C22A 項及び BC119 項から BC146 項)

- (a) C9A 項は、修正遡及アプローチの追加的な修正を提案している。この修正は、C8 項が認めている範囲で、保険契約が獲得される前に発生した保険金の決済に係る負債を発生保険金に係る負債として分類することを企業に要求することとなる。

C22A 項は、公正価値アプローチを適用する企業はこのような負債を発生保険金に係る負債として分類することを選択できると提案している。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (b) C3 項(b)の修正案は、企業が B115 項の選択肢を適用開始日からではなく移行日から将来に向かって適用することを認めることとなる。この修正は、B115 項の選択肢を移行日以後に将来に向かって適用するためには、当該選択肢を適用する日以前に企業がリスク軽減関係を指定することが要求されると提案している。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (c) C5A 項は、IFRS 第 17 号を保険契約グループに遡及適用できる企業は、リスク軽減に関する所定の要件を満たす場合には、代わりに公正価値アプローチを当該グループに適用することを認める提案している。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第 17 号の修正

質問 9 — 軽微な修正 (BC147 項から BC163 項)

本公開草案は軽微な修正も提案している (結論の根拠の BC147 項から BC163 項参照)。

本公開草案で記述している軽微な修正のそれぞれについての当審議会の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 10 — 用語法

本公開草案は、本公開草案における他の修正案と整合させるために、IFRS 第 17 号の付録 A に「保険契約サービス」の定義を追加することを提案している。

本公開草案における修正案に照らして、当審議会は用語の結果的な変更を行うべきかどうかを検討している。IFRS 第 17 号における用語について、「カバー単位」、「カバー期間」及び「残存カバーに係る負債」という用語における「カバー」を「サービス」に置き換えるように修正することによるものである。この変更を行う場合、それらの用語は、IFRS 第 17 号全体を通じて、それぞれ、「サービス単位」、「サービス期間」及び「残存サービスに係る負債」となる。

この用語法の変更は有用と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

コメントの方法及び期限

我々はコメントを電子的に受け取ることを希望しているが、コメントは次のいずれの方法によっても提出することができる。

電子的に 'Open for comment documents' ページ (<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> にある) にアクセス

電子メール 電子メールでのコメントの送付先 : commentletters@ifrs.org

郵 送 IFRS Foundation
Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD
United Kingdom

当審議会は、2019 年 9 月 25 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

回答者が秘密扱いを求める場合を除き、すべてのコメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

[案] IFRS 第17号「保険契約」の修正

第4項及び第7項を修正し、第8A項を追加する。削除する文言に取消線、新規の文言に下線を付している。

範 囲

…

4 IFRS 第17号における保険契約への言及はすべて、以下のものにも適用される。

(a) 保有している再保険契約（下記を除く）

(i) …

(ii) 第60項から第70A~~70~~項に述べる場合

(b) …

…

7 企業は IFRS 第17号を以下のものに適用してはならない。

(a) …

(b) 保険契約の定義を満たすクレジットカード契約（企業が個々の顧客に関連した保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映していない場合に、かつ、その場合にのみ）（IFRS 第9号「金融商品」参照）

…

8A 一部の契約は、保険契約の定義を満たすが、保険事故に対する補償を、当該契約によって創出された保険契約者の義務を決済するために要する金額に限定している（例えば、死亡に債務免除のある融資）。そのような契約が第7項(a)から(h)によって IFRS 第17号の範囲から除外されない場合には、企業は自らが発行するそうした契約に IFRS 第17号又は IFRS 第9号を適用することを選択しなければならない。企業は当該選択を保険契約の各ポートフォリオについて行わなければならない。各ポートフォリオについての選択は取消不能である。

第10項から第12項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

保険契約からの構成要素の分離（B31項からB35項）

10 保険契約が、独立の契約であったならば他の基準の範囲に含まれる1つ又は複数の構成要素を含んでいる場合がある。例えば、保険契約が投資要素又は非保険サービス要素（あるいはその両方）を含んでいる場合がある。企業は、契約の構成要素を識別して会計処理するために、第11項から第13項を適用しなければならない。

IFRS 第 17 号の修正

- 11 企業は、次のようにしなければならない。
- (a) …
 - (b) 投資要素が別個である場合（B31項から B32項参照）に、かつ、その場合にのみ、投資要素を主契約である保険契約から分離する。企業は、裁量権付有配当投資契約である場合（第3項(c)参照）を除き、その分離した投資要素を会計処理するために IFRS 第9号を適用しなければならない。
- 12 第11項を適用して組込デリバティブ及び別個の投資要素に係るキャッシュ・フローを分離した後に、企業は IFRS 第15号の第7項を適用して、別個の財又は非保険保険契約サービス以外のサービスを保険契約者に移転する約束を、主契約である保険契約から分離しなければならない。企業はこのような約束を、IFRS 第15号を適用して会計処理しなければならない。IFRS 第15号の第7項を適用して当該約束を分離するために、企業は IFRS 第17号の B33項から B35項を適用しなければならず、また、当初認識時に次のようにしなければならない。
- (a) キャッシュ・インフローを保険要素と別個の財又は非保険保険契約サービス以外のサービスを提供する約束とに割り振るために、IFRS 第15号を適用する。
 - (b) キャッシュ・アウトフローを、保険要素と IFRS 第15号を適用して会計処理する約束した財又は非保険保険契約サービス以外のサービスとに割り振って、次のようになるようにする。
 - (i) …
 - …

第 19 項及び第 24 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

保険契約の集約レベル

…

- 19 発行した契約のうち企業が保険料配分アプローチ（第53項から第~~54~~⁵⁹項参照）を適用しない契約については、企業は、当初認識時に不利でない契約がその後不利となる可能性が大きいかどうかを、次のようにして評価しなければならない。
- (a) …
 - …

- 24 企業は、IFRS 第17号の認識及び測定の実要求事項を、第14項から第23項を適用して決定された発行した契約グループに適用しなければならない。企業はグループを当初認識時に設定し、第28項を適用して契約をグループに追加しなければならず、ない。企業はグループの構成をその後再評価してはならない。契約グループを測定するために、企業

は履行キャッシュ・フローをグループ又はポートフォリオよりも高い集約レベルで見積ることができる。これは、企業が、第32項(a)、第40項(a)(i)及び第40項(b)を適用して、そのような見積りを契約グループに配分することによって、適切な履行キャッシュ・フローを当該グループの測定に含めることができることが条件とされる。

第27項を削除し、第28項を修正し、第28A項から第28D項を追加する。第25項は修正していないが参照の便宜のために記載している。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

認 識

25 企業は、自身が発行する保険契約グループを、次のうち最も早い日から認識しなければならない。

(a) 当該契約グループのカバー期間の開始時

(b) 当該グループの中の保険契約者からの最初の支払の期限が到来した日

(c) 不利な契約グループについては、当該グループが不利となった日

...

27 ~~[削除]企業は、グループが認識される前に企業が支払うか又は受け取る、発行した保険契約グループに係る保険獲得キャッシュ・フローについて、資産又は負債を認識しなければならない。ただし、それらを第59項(a)を適用して費用又は収益として認識することを選択する場合は除く。企業は、当該保険獲得キャッシュ・フローが配分される保険契約グループが認識される際に、こうした保険獲得キャッシュ・フローから生じた資産又は負債の認識の中止を行わなければならない(第38項(b)参照)。~~

28 ある報告期間における保険契約グループを認識する際に、企業は、当該報告期間の末日までに発行した第25項に示した要件のいずれかを個々に満たす契約のみを含めなければならない。かつ、当初認識日の割引率(B73項参照)及び当該報告期間において提供されたカバー単位(B119項参照)についての見積りを行わなければならない。企業は、第14項から第22項を条件として、報告期間の末日後に当該グループにおいて追加的な契約を含める発行する場合がある。企業は当該契約を、当該契約が第25項に示した要件のいずれかを満たした発行された報告期間に当該グループに加えなければならない。これにより、B73項を適用した当初認識時の割引率の決定の変更が生じる場合がある。企業は、改訂後の割引率を、新しい契約がグループに追加された報告期間の期首から適用しなければならない。

28A 保険料配分アプローチを適用する企業は、第59項(a)を適用して保険獲得キャッシュ・フローを費用として認識することができる。それ以外の場合には、企業はB35A項を適用して保険獲得キャッシュ・フローを保険契約グループに規則的かつ合理的な基礎で配分しなければならない。

28B 企業は次のものを認識しなければならない。

IFRS 第 17 号の修正

- (a) 関連する保険契約グループが認識された後に支払うと見込んでいる保険獲得キャッシュ・フローを、第32項(a)を適用して当該保険契約グループの履行キャッシュ・フローの一部として。
- (b) 関連する保険契約グループが認識される前に支払った保険獲得キャッシュ・フローを資産として。企業は、そのような資産を、保険獲得キャッシュ・フローが配分される既存の又は将来の保険契約グループのそれぞれについて認識しなければならない。

28C 企業は、保険契約グループに配分された保険獲得キャッシュ・フローを第38項(b)を適用して当該グループの測定に含める時に、第28B 項(b)を適用して認識した資産の認識の中止を行わなければならない。第28項を適用して、企業がグループに含められると見込まれる保険契約の一部のみをある報告期間に認識する場合には、企業は当該グループに係る保険獲得キャッシュ・フローについての資産の関連する部分を、当該グループ中の契約の予想される認識時期を考慮して規則的かつ合理的な基準で決定しなければならない。企業は、資産の当該部分の認識の中止を行い、それを第38項(b)を適用して保険契約グループの測定に含めなければならない。

28D 各報告期間末に、第28B 項(b)を適用して認識した資産について、事実及び状況により当該資産が減損している可能性が示唆されている場合には、企業は当該資産の回収可能性を評価しなければならない。事実及び状況により当該資産が減損している可能性が示唆されている場合には、企業は B35B 項を適用して当該資産の帳簿価額を修正し、識別した減損損失を認識しなければならない。企業は、B35C 項を適用して当該資産の帳簿価額を修正し、そうした損失の戻入れを認識しなければならない。

第 29 項を修正し、同項の見出しを修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

測 定 (B36項からB119FB149項)

29 企業は、IFRS 第17号の範囲に含まれるすべての保険契約グループに第30項から第52項を適用しなければならない。ただし、以下の例外がある。

(a) …

(b) 保有している再保険契約グループについて、企業は第32項から第46項を第63項から第70A70項で要求しているように適用しなければならない。第45項（直接連動有配当保険契約に関して）及び第47項から第52項（不利な契約に関して）は、保有している再保険契約グループには適用されない。

(c) …

…

第32項の見出しを修正する。第32項は修正していないが、参照の便宜のために記載している。第34項及び第38項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

当初認識時の測定（B36項からB95CB95項）

32 当初認識時に、企業は保険契約グループを下記の合計額で測定しなければならない。

(a) ...

...

将来キャッシュ・フローの見積り（B36項からB71項）

...

34 キャッシュ・フローが、企業が保険契約者に保険料の支払を強制できる報告期間中又は企業が保険契約者に保険契約サービスを提供する実質的な義務を有している報告期間中に存在する実質的な権利及び義務から生じる場合には、当該キャッシュ・フローは保険契約の境界線内にある（B61項から B71項参照）。保険契約サービスを提供する実質的な義務は、次のいずれかの時点で終了する。

(a) ...

(b) 次の要件の両方が満たされている。

(i) 企業が当該契約を含んだ保険契約ポートフォリオのリスクを再評価する実質上の能力を有していて、その結果、当該ポートフォリオのリスクを完全に反映する価格又は給付水準を設定できる。

(ii) リスクの再評価が行われる日までの~~カバー~~に対する保険料のプライシングが、再評価日後の期間に係るリスクを考慮に入れていない。

...

契約上のサービス・マージン

38 契約上のサービス・マージンは、保険契約グループに係る資産又は負債の構成要素であり、企業が将来において保険契約サービスを提供するにつれて認識することとなる未稼得利益を表すものである。企業は、第47項（不利な契約に関して）が適用される場合を除き、保険契約グループの当初認識時の契約上のサービス・マージンを、下記から収益も費用も生じない金額で測定しなければならない。

(a) ...

(b) 第28C27項を適用して保険獲得キャッシュ・フローについて認識した資産又は負債の当初認識日における認識の中止

(c) ...

...

第 41 項、第 44 項及び第 45 項を修正し、第 44 項及び第 45 項の見出しを修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

事後測定

...

41 企業は、残存カバーに係る負債の帳簿価額の下記の変動について、収益及び費用を認識しなければならない。

(a) 保険収益——当期の保険契約サービス提供による残存カバーに係る負債の減額に対して（B120項から B124項を適用して測定）

(b) ...

...

契約上のサービス・マージン（B96項からB119BB119項）

...

44 直接連動有配当保険契約以外の保険契約については、報告期間の末日現在の契約グループの契約上のサービス・マージンの帳簿価額は、報告期間の期首現在の帳簿価額を下記について調整したものに等しい。

(a) ...

(e) 当期における保険契約サービスの移転により保険収益として認識した金額（報告期間の末日現在で残っている契約上のサービス・マージン（配分前）を B119項を適用して当期及び残存カバー期間にわたり配分することにより算定）

45 直接連動有配当保険契約（B101項から B118項参照）については、報告期間の末日現在の契約グループの契約上のサービス・マージンの帳簿価額は、報告期間の期首現在の帳簿価額を下記(a)から(e)に定める金額について調整したものに等しい。企業は、これらの調整を区分して識別することを要求されない。その代わりに、調整の一部又は全部について合算した金額を算定することができる。調整は次のものである。

(a) ...

(b) 基礎となる項目の公正価値の変動に対する企業の持分の金額の変動（B104項(b)(i)参照）（下記の範囲を除く）

(i) B115項（リスク軽減に関して）が適用される範囲

(ii) 基礎となる項目の公正価値の減少に対する企業の持分の金額の減少が契約上のサービス・マージンの帳簿価額を上回り、損失を生じる範囲（第48項参照）

(iii) 基礎となる項目の公正価値の増加に対する企業の持分の金額の増加が(ii)の金額を解消する範囲

(c) …

(e) 当期における保険契約サービスの移転により保険収益として認識した金額（報告期間の末日現在で残っている契約上のサービス・マージン（配分前）を B119項を適用して当期及び残存カバー期間にわたり配分することにより算定）

…

第 47 項から第 48 項及び第 50 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

不利な契約

47 保険契約は、当該契約に配分された履行キャッシュ・フロー、過去に認識した保険獲得キャッシュ・フロー及び当初認識日現在の契約から生じるキャッシュ・フローが合計で正味のアウトフローである場合には、当初認識日において不利な契約である。第16項(a)を適用して、企業はこのような契約を不利でない契約と区分してグループ分けしなければならない。第17項が適用される範囲で、企業は不利な契約のグループを、個々の契約ではなく一組の契約を測定することによって識別することができる。企業は、不利な契約のグループに係る正味アウトフローについて損失を純損益に認識しなければならず、その結果、当該グループに係る負債の帳簿価額は履行キャッシュ・フローと同額となり、当該グループの契約上のサービス・マージンはゼロとなる。

48 保険契約グループは、下記の金額が契約上のサービス・マージンの帳簿価額を上回る場合には、事後測定の際に不利（又はさらに不利）となっている。

(a) 将来のサービスに係る将来キャッシュ・フローの見積りの変更及び非金融リスクに係るリスク調整から生じた、当該グループに配分された履行キャッシュ・フローの将来のサービスに係る不利な変動

(b) 直接連動有配当保険契約グループについては、基礎となる項目の公正価値の減少に対する企業の持分の金額の減少

第44項(c)(i)、第45項(b)(ii)及び第45項(c)(ii)を適用して、企業は当該超過額の範囲で損失を純損益に認識しなければならない。

…

50 企業は、保険契約の不利なグループに係る損失を認識した後に、下記の配分をしなければならない。

(a) …

(b) 下記のものは、損失要素がゼロに減額されるまでは損失要素のみに配分する。

IFRS 第 17 号の修正

- (i) 将来のサービスに係る将来キャッシュ・フローの見積りの変更及び非金融リスクに係るリスク調整から生じた、当該グループに配分された履行キャッシュ・フローの将来のサービスに係る事後的な減少、及び
- (ii) 基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分の金額の事後的な増加は、損失要素がゼロに減額されるまでは損失要素のみに配分する。

第44項(c)(ii)、第45項(b)(iii)及び第45項(c)(iii)を適用して、企業は、当該減少が損失要素に配分された金額を超過する額についてのみ、契約上のサービス・マージンを修正しなければならない。

...

第 53 項及び第 55 項から第 56 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

保険料配分アプローチ

53 企業は、グループの契約開始時において、下記のいずれかの場合に該当する場合に、かつ、その場合にのみ、第55項から第59項に示す保険料配分アプローチを用いて、保険契約グループの測定を単純化することができる。

- (a) そうした単純化による当該グループの残存カバーに係る負債の測定が、第32項から第52項の要求事項を適用した場合の測定と重要な差異がないと企業が合理的に予想している場合、又は
- (b) 当該グループの中の各契約のカバー期間（第34項を適用して同日現在で決定した、契約の境界線内のすべての保険料から生じる保険契約サービスカバーを含む）が1年以内である場合

...

55 保険料配分アプローチを使用する場合、企業は残存カバーに係る負債を次のように測定しなければならない。

- (a) 当初認識時では、当該負債の帳簿価額は次のようになる。
 - (i) ...
 - (iii) 加算又は減算：第28C27項を適用して保険獲得キャッシュ・フローについて認識した資産又は負債のその日における認識の中止から生じた金額
- (b) その後の各報告期間の末日では、当該負債の帳簿価額は当該報告期間の期首現在の帳簿価額に以下の項目を加減した金額となる。
 - (i) ...
 - (v) 減算：当該期間に提供した保険契約サービスカバーについて保険収益として認

識した金額 (B126項参照)

(vi) ...

- 56 グループの中の保険契約に重大な金融要素がある場合には、企業は、残存カバーに係る負債の帳簿価額を、第36項に定めた割引率（当初認識時に算定）を用いて、貨幣の時間価値及び金融リスクの影響を反映するために調整しなければならない。当初認識時において、保険契約サービスカバーの各部分の提供時点とそれに関連した保険料の支払期日との間の期間が1年以内であると企業が予想している場合には、企業は、残存カバーに係る負債を貨幣の時間価値及び金融リスクの影響を反映するために調整することを要求されない。

...

第60項、第62項、第65項から第66項及び第69項を修正し、第65項を分解して第65A項を新設し、第66A項から第66B項及び第70A項を追加する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

保有している再保険契約

- 60 IFRS 第17号の要求事項は、保有している再保険契約については、第61項から第70A70項に示すように修正される。

...

認 識

- 62 第25項の適用に代えて、企業は保有している再保険契約グループを下記のものを下記の時点で認識しなければならない。

- (a) 比例的なカバーを提供する保有している再保険契約グループ保有している再保険契約が比例的なカバーを提供している場合

(i) 第62項(a)(ii)が適用されない場合 — 保有している再保険契約グループのカバー期間の開始時、又は基礎となる契約の当初認識時のいずれか遅い方

(ii) 企業が、基礎となる不利な契約グループを、保有している再保険契約グループのカバー期間の開始前に認識する場合 — 基礎となる不利な契約グループと同時

- (b) 他のすべての保有している再保険契約グループ場合 — 保有している再保険契約グループのカバー期間の開始時から

測 定

...

- 65 当初認識時の契約上のサービス・マージンの算定に関する第38項の要求事項は、保有している再保険契約グループについては未稼得利益がなく、その代わりに当該再保険の購

IFRS 第 17 号の修正

入に係る正味のコスト又は正味の利得があるという事実を反映するように修正される。したがって、第65A 項が適用される場合を除き、当初認識時に、次のようにしなければならない。~~(a) 企業は、保有している再保険契約グループの購入に係る正味のコスト又は正味の利得を契約上のサービス・マージンとして認識しなければならない。契約上のサービス・マージンは下記の合計額に等しい金額で測定される。ず、これは、~~

~~(a) 履行キャッシュ・フロー~~

~~(b) 保有している再保険契約グループに係るキャッシュ・フローについて過去に認識した資産又は負債のその日における認識の中止をした金額、及び~~

~~(c) その日に生じたキャッシュ・フローの合計額に等しい金額で測定される。~~

(d) 第66A 項を適用して純損益に認識した収益

65A ~~(b)ただし、再保険カバーの購入の正味コストが再保険契約グループの購入前に発生した事象に関するものである場合を除く。その場合には、B5項の要求事項にかかわらず、企業はそうしたコストを費用として直ちに純損益に認識しなければならない。~~

66 第44項の適用に代えて、企業は、保有している再保険契約グループについての報告期間の末日現在の契約上のサービス・マージンを、報告期間の期首現在で算定した帳簿価額を下記について調整したものとして測定しなければならない。

(a) ...

(ba) 第66A 項を適用して当該報告期間に純損益に認識した収益

(c) ...

66A 企業は、基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は当該グループへの基礎となる不利な保険契約の追加時に損失を認識する場合には、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約グループの契約上のサービス・マージンを修正し、その結果として収益を認識しなければならない。当該修正及び結果として生じる収益の金額は、B119D 項を適用して算定される。

66B 企業は、第66A 項を適用して認識した損失の回収を描写するものとして、保有している再保険契約グループについての残存カバーに係る資産の損失回収要素を、設定（又は修正）しなければならない（B119E 項から B119F 項参照）。

保有している再保険契約に対しての保険料配分アプローチ

69 企業は、保有している再保険契約グループについて、契約開始時に次のいずれかに該当する場合には、第55項から第56項及び第59項に示した保険料配分アプローチ（保有している再保険契約の、発行した保険契約とは異なる特徴（例えば、収益ではなく、費用の生成又は費用の削減）を反映するために調整後）を、当該グループの測定を単純化するために使用することができる。

- (a) 結果として生じる測定が、第63項から第68項の要求事項を適用した結果と重要な相違がないと企業が合理的に予想している。
- (b) 保有している再保険契約グループの中の各契約のカバー期間（その日現在で第34項を適用して決定した契約の境界線内のすべての保険料による保険カバーを含む）が、1年以内である。

...

70A 企業は、保有している再保険契約グループを保険料配分アプローチを適用して会計処理する場合には、契約上のサービス・マージンの修正ではなく、残存カバーに係る資産の帳簿価額の修正によって、第66A項を適用しなければならない。

第71項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

裁量権付有配当投資契約

71 裁量権付有配当投資契約は、重大な保険リスクの移転を含んでいない。したがって、保険契約に関する IFRS 第17号における要求事項は、裁量権付有配当投資契約については次のように修正される。

- (a) 当初認識の日（第25項及び第28項参照）は、企業が契約の当事者になる日である。
- (b) ...

...

第76項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

条件変更及び認識の中止

...

認識の中止

...

76 企業は、IFRS 第17号の下記の要求事項を適用することによって、契約のグループの中から保険契約の認識の中止を行わなければならない。

- (a) ...
- (c) 見込まれる残存保険契約サービスカバーに係るカバー単位の数は、グループから認識の中止が行われるカバー単位を反映するように修正され、当期に純損益に認識される契約上のサービス・マージンの金額は、B119項を適用して、その修正後の数を基礎とする。

...

第 78 項から第 79 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

財政状態計算書における表示

- 78 企業は、財政状態計算書において、下記のポートフォリオグループの帳簿価額を区分して表示しなければならない。
- (a) 資産である発行した保険契約
 - (b) 負債である発行した保険契約
 - (c) 資産である保有している再保険契約
 - (d) 負債である保有している再保険契約
- 79 企業は、第28B 項(b)27項を適用して認識した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産又は負債を関連した発行した保険契約ポートフォリオグループの帳簿価額に含め、保有している再保険契約ポートフォリオグループに関連したキャッシュ・フロー（第65項(a)参照）に係る資産又は負債を保有している再保険契約ポートフォリオグループの帳簿価額に含めなければならない。

第 83 項及び第 86 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

財務業績の計算書における認識及び表示（B120項からB136項）

...

保険サービス損益

- 83 企業は、発行した保険契約グループから生じた保険収益を純損益に表示しなければならない。保険収益は、保険契約グループから生じた保険契約サービスカバー及び他のサービスの提供を、企業が当該サービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写しなければならない。B120項から B127項は、企業が保険収益をどのように測定するのかを定めている。
- ...
- 86 企業は、保有している再保険契約グループからの収益及び費用（第60項から第70A70項参照）を、保険金融収益又は費用を除いて、単一の金額として表示するか、又は、再保険者から回収した金額と支払保険料の配分（両者は合算すると当該単一金額と同額の正味金額を生じる）とを区分して表示することができる。企業が再保険者から回収した金額と支払保険料の配分とを区分して表示する場合には、次のようにしなければならない。
- (a) 基礎となる契約に係る保険金請求を条件とする再保険キャッシュ・フローを、保有している再保険契約に基づいて補填されると見込まれる保険金の一部として扱う。

- (b) 再保険者から受け取ると見込んでいる金額のうち、基礎となる契約の保険金請求を条件としないもの（例えば、ある種の出再手数料）を、再保険者に支払うべき保険料の控除として扱う。
- (c) 支払保険料の配分を収益の減額として表示しない。
- (d) 第66A項から第66B項を適用して損失の回収に関して認識した金額を、再保険者から回収した金額として扱う（B119E項からB119F項参照）。

...

開示

...

第97項、第99項から第101項、第103項から第105項、第106項及び第109項を修正し、第105A項から第105C項を追加する。第98項は修正していないが、参照の便宜のため記載している。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

認識した金額の説明

- 97 第98項から第109項が要求している開示のうち、第98項から第100項、及び第102項から第103項及び第105項から第105C項の開示のみが、保険料配分アプローチが適用されている契約に適用される。企業が保険料配分アプローチを使用する場合には、次の事項も開示しなければならない。
- (a) ...
 - (b) 第56項及び~~第57項(b)及び第59項(b)~~を適用して貨幣の時間価値及び金融リスクの影響についての調整を行っているかどうか
 - (c) ...
- 98 企業は、IFRS 第17号の範囲に含まれる契約の帳簿価額の純額が、キャッシュ・フロー及び財務業績の計算書に認識された収益及び費用により当期にどのように変動したのかを示す調整表を開示しなければならない。発行した保険契約と保有している再保険契約について、別々の調整表を開示しなければならない。企業は、第100項から第109項の要求事項を、発行した保険契約とは異なる保有している再保険契約の特徴（例えば、収益ではなく費用の生成又は費用の削減）を反映するように修正しなければならない。
- 99 企業は、キャッシュ・フロー及び財務業績の計算書に認識されている金額からの変動を財務諸表利用者が識別できるようにするために十分な情報を調整表において提供しなければならない。この要求に準拠するため、企業は次のようにしなければならない。
- (a) 第100項から第105C~~105~~項に示す調整を、表形式で開示する。
 - (b) それぞれの調整表について、当期首と当期末の帳簿価額の純額（これは、第78項を

IFRS 第 17 号の修正

適用して財政状態計算書に表示した金額と同額である) を、資産である契約のポートフォリオグループの合計と負債である契約のポートフォリオグループの合計に分解して表示する。

100 企業は、期首残高から期末残高への調整表を下記のそれぞれについて区分して開示しなければならない。

(a) …

(c) 発生保険金に係る負債。第53項から第59項又は第69項から第70A70項に記述した保険料配分アプローチを適用している保険契約については、企業は下記について区分した調整表を開示しなければならない。

(i) …

101 第53項から第59項又は第69項から第70A70項に記述した保険料配分アプローチを適用している保険契約以外の保険契約について、企業は下記のそれぞれについて区分した期首残高から期末残高への調整表も開示しなければならない。

(a) …

…

103 企業は、第100項で要求している調整表において、該当がある場合には、保険契約サービスに関連した下記の金額のそれぞれを区分して開示しなければならない。

(a) …

(c) 保険収益及び保険サービス費用から除外した投資要素 (保険料の払戻しが第105項(a)(i)に記述した期間におけるキャッシュ・フローの一部として表示される場合を除き、保険料の払戻しと合算)

104 企業は、第101項で要求している調整表において、該当がある場合には、保険契約サービスに関連した下記の金額のそれぞれを区分して開示しなければならない。

(a) …

(b) 現在のサービスに関する変動、すなわち、

(i) …

(ii) 将来のサービスにも過去のサービスにも関連しない非金融リスクに係るリスク調整の変動

(iii) 実績調整 (B96項(a)、B97項(c)及び B113項(a)参照) ((ii)に含まれる非金融リスクに係るリスク調整に関連する金額を除く)

(c) …

- 105 第100項から第101項の調整表を完成するため、企業は、該当がある場合には、当期に提供した保険契約サービスに関連しない下記の金額のそれぞれも区分して開示しなければならない。
- (a) …
- 105A 企業は、第28B 項(b)を適用して認識した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の期首残高から期末残高への調整表を開示しなければならない。企業は、第98項を適用して、当該調整表に関する情報を保険契約の調整表と整合的なレベルで集約しなければならない。
- 105B 企業は、第28C 項を適用して保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識を中止し、当該キャッシュ・フローをそれらが配分される保険契約グループの測定に含めると予想している時期を、適切な期間帯で定量的に開示しなければならない。
- 105C 企業は、第105A 項で要求している調整表において、第28D 項を適用した減損損失及び減損損失の戻入れの認識を区分して開示しなければならない。
- 106 第53項から第59項に記述した保険料配分アプローチを適用している保険契約以外の保険契約について、企業は当期に認識した保険収益の分析（下記で構成）を開示しなければならない。
- (a) B124項に定める残存カバーに係る負債の変動に関する金額（以下を区分して開示）
- (i) 当期中に発生した保険サービス費用（B124項(a)に規定）
- (ii) 非金融リスクに係るリスク調整の変動（B124項(b)に規定）
- (iii) 当期における保険契約サービスの移転により純損益に認識した契約上のサービス・マージンの金額（B124項(c)に規定）
- (iv) B124項(d)に定める受取保険料（もしあれば） についての実績調整
- (b) 保険料のうち保険獲得キャッシュ・フローの回収に関連する部分の配分（B125項参照）
- …
- 109 第53項から第59項又は第69項から第70A70項に記述した保険料配分アプローチを適用している保険契約以外の保険契約について、企業は、当報告期間の末日現在で残っている契約上のサービス・マージンを純損益に認識すると予想している時期についての説明を、適切な期間帯で定量的に開示するか又は定性的な情報を提供するかのいずれかで開示しなければならない。このような情報は、発行した保険契約と保有している再保険契約について区分して提供しなければならない。

第 117 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

IFRS 第17号を適用する際の重要な判断

117 企業は、IFRS 第17号を適用する際に行った重要な判断及び当該判断の変更を開示しなければならない。具体的には、企業は使用したインプット、仮定及び見積技法（下記を含む）を開示しなければならない。

(a) …

(c) (a)でカバーされていない範囲で、下記を行うために使用したアプローチ

(i) …

(iii) 割引率の決定

(iv) 投資要素の決定

(v) 保険カバーと投資リターン・サービス（直接連動有配当保険契約以外の保険契約について）又は保険カバーと投資関連サービス（直接連動有配当保険契約について）によって提供される給付の相対的なウェイト付けの決定（B119項から B119B 項参照）

…

第 128 項から第 129 項及び第 132 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

IFRS 第17号の範囲に含まれる契約から生じるリスクの性質及び程度

…

保険リスク及び市場リスク——感応度分析

128 企業は、IFRS 第17号の範囲に含まれる契約から生じるリスク 変数・エクスポージャー の変動に対する感応度に関する情報を開示しなければならない。この要求に準拠するため、企業は下記を開示しなければならない。

(a) 純損益及び資本が、報告期間の末日現在で合理的に可能性のあったリスク 変数・エクスポージャー の変動の影響をどのように受けたであろうかを示す感応度分析

(i) …

(ii) 市場リスクの各種類について——保険契約から生じるリスク 変数・エクスポージャー の変動に対する感応度と企業が保有している金融資産から生じるリスク 変数・エクスポージャー の変動に対する感応度との関係を説明する方法で。

(b) …

129 企業が、第128項(a)で定めているのとは異なる金額がリスク 変数・エクスポージャー の変動の影響をどのように受けるのかを示す感応度分析を作成し、当該感応度分析を

IFRS 第17号の範囲に含まれる契約から生じるリスクを管理するために使用している場合には、当該感応度分析を第128項(a)で定めている分析の代わりに使用することができる。企業は下記の事項も開示しなければならない。

(a) ...

...

流動性リスク—その他の情報

132 IFRS 第17号の範囲に含まれる契約から生じる流動性リスクに関して、企業は下記を開示しなければならない。

- (a) 企業が流動性リスクをどのように管理しているのかの記述
- (b) 負債である発行した保険契約ポートフォリオグループと負債である保有している再保険契約ポートフォリオグループについて区分した満期分析（最低限、報告日後最初の5年間の各年度の当該ポートフォリオグループの正味キャッシュ・フローと最初の5年よりも先の期間の合計を示す）。企業は、これらの分析に、第55項から第59項及び第69項から第70A 項を適用して測定した残存カバーに係る負債を含めることを要求されない。この分析は次のいずれかの形式によることができる。
 - (i) 残っている契約上の割引前の正味キャッシュ・フロー分析（見積られた時期ごとに）
 - (ii) 将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの分析（見積られた時期ごとに）
- (c) 要求払である金額（本項の(b)を適用して開示していない場合には、そうした金額と関連する契約のポートフォリオグループの帳簿価額との関係を説明する）

[案] 付録 A — 用語の定義の修正

「契約上のサービス・マージン」、「カバー期間」、「保険契約グループ」及び「保険獲得キャッシュ・フロー」の定義を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

契約上のサービス・マージン (contractual service margin)

保険契約グループに係る資産又は負債の帳簿価額の構成要素で、企業が当該グループの中の保険契約に基づく保険契約サービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表すもの

カバー期間 (coverage period)

企業が保険契約サービス ~~保険事故に対するカバー~~を提供する期間。この期間には、保険契約の境界線内のすべての保険料に関するサービスカバーが含まれる。

...

保険契約グループ (group of insurance contracts)

保険契約ポートフォリオを、最低限、1年以内の期間の中で発行したか又は発行すると見込まれる引き受けた契約であって、かつ、当初認識時において次のいずれかに分割することにより生じる保険契約群

- (a) 不利である契約 (もしあれば)
- (b) その後に不利となる可能性が大きい契約 (もしあれば)
- (c) (a)又は(b)のいずれにも該当しない契約 (もしあれば)

保険獲得キャッシュ・フロー (insurance acquisition cash flows)

(発行したか又は発行すると見込まれる) 保険契約グループの販売、引受け及び開始のコストにより生じるキャッシュ・フローのうち、当該グループが属する保険契約ポートフォリオに直接起因するもの。こうしたキャッシュ・フローには、ポートフォリオの中の個々の契約又は保険契約グループに直接起因しないキャッシュ・フローが含まれる。

「保険契約」の定義の後に新たな定義を追加する。新規の文言に下線を付している。

保険契約サービス (insurance contract services)

企業が保険契約の保険契約者に提供する次のようなサービス

- (a) 保険事故に対するカバー (保険カバー)

- (b) 直接連動有配当保険契約以外の保険契約について、該当がある場合には、保険契約者のための投資リターンの生成（投資リターン・サービス）
- (c) 直接連動有配当保険契約について、保険契約者に代わっての基礎となる項目の管理（投資関連サービス）

「投資要素」、「発生保険金に係る負債」及び「残存カバーに係る負債」の定義を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

投資要素（investment component）

保険契約が、保険事故が発生するかどうかにかかわらず、すべての状況においてたとえ保険事故が発生しなかった場合であっても保険契約者に返済することを企業に要求している金額

...

発生保険金に係る負債（liability for incurred claims）

企業が以下のことを行う義務

- (a) 企業がすでに発生している保険事故を調査してそれについて正当な保険金を支払うこと義務（すでに発生しているが保険金請求がまだ報告されていない事故、及び他の発生した保険費用を含む）
- (b) 企業がもはや投資リターン・サービス又は投資関連サービスを提供しない既存の保険契約に基づいて金額を支払うもののうち、上記(a)に含まれないもの

残存カバーに係る負債（liability for remaining coverage）

企業が以下のことを行う義務

- (a) 企業がまだ発生していない保険事故を調査してそれについて既存の保険契約に基づいて正当な保険金を支払うこと義務（すなわち、保険カバーカバー期間の未経過部分に関連する義務）
- (b) 企業が投資リターン・サービス又は投資関連サービスを提供する既存の保険契約に基づいて金額を支払うもののうち、上記(a)に含まれないもの

「再保険契約」の定義の後に新たな定義を追加する。新規の文言に下線を付している。

比例的なカバーを提供する保有している再保険契約（reinsurance contract held that provides proportionate coverage）

基礎となる保険契約グループについてのすべての発生保険金の一定割合を保険者から回収する権利を企業に提供する保有している再保険契約。企業が回収する権利を有する一定割合は、単一の基礎となる保険契約グループの中のすべての契約について固定されているが、基礎となる保険契約グループの間では変わる可能性がある。

[案] 付録 B — 適用指針の修正

B1 項を修正する。新規の文言に下線を付している。

B1 この付録は、以下の論点に関する指針を提供する。

(a) …

(ba) 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産 (B35A 項から B35C 項参照)

(c) 測定 (B36項から B119F 項参照)

(d) …

B5 項及び B12 項を修正する。新規の文言に下線を付している。

保険契約の定義 (付録 A)**不確実な将来事象**

…

B5 保険契約の中には、すでに発生しているが財務的影響が依然として不確実な事象をカバーするものもある。その一例は、すでに発生した事象の不利な進展に対する保険カバーを提供する保険契約である。こうした契約では、保険事故は当該保険金請求の最終的なコストの決定である。

…

保険リスクと他のリスクの区別

…

B12 保険契約の定義は、保険契約者に対する不利な影響に言及している。この定義は、企業による支払を不利な事象の財務的な影響と同額に限定していない。例えば、この定義は、損害を受けた中古資産を新しい資産に取り替えることのできる金額を保険契約者に支払う「新価」保険カバーを含んでいる。同様に、この定義では、生命保険契約における支払を、死亡者の扶養家族が被る経済的損失に限定しておらず、死亡又は事故による損失を定量化するために事前に決定した金額の支払を定める契約も除外していない。

B35 項の後に、新たな見出し及び B35A 項から B35C 項を追加する。新規の文言に下線を付している。

保険獲得キャッシュ・フローに係る資産 (第 28A 項から第 28D 項)

B35A 第 28A 項を適用するために、企業は保険契約グループに直接帰属する保険獲得キャッシュ・フローを下記に配分する。

- (a) 当該グループに
- (b) 当該グループの中の保険契約の更新から生じると見込まれる保険契約を含むグループに

B35B 第 28D 項を適用するために、

- (a) 企業は、減損損失を純損益に認識し、第 28B 項(b)を適用して認識した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の帳簿価額を減額して、各資産の帳簿価額が、第 32 項(a)を適用して算定した関連するグループに係る期待正味キャッシュ・インフローを超えないようにしなければならない。
- (b) さらに、企業が保険獲得キャッシュ・フローを B35A 項(b)を適用して保険契約グループに配分する場合に、企業は次の範囲で、減損損失を純損益に認識し、かつ、保険獲得キャッシュ・フローに係る関連する資産の帳簿価額を減額しなければならない。
 - (i) 当該保険獲得キャッシュ・フローが、第 32 項(a)を適用して算定した予想される更新に係る正味キャッシュ・インフローを超えると企業が見込んでいる範囲で、かつ、
 - (ii) B35B 項(b)(i)を適用して算定した超過額がすでに B35B 項(a)を適用して減損損失として認識されていない範囲

B35C 企業は、減損の状況がもはや存在しなくなったか又は改善した範囲で、過去に第 28D 項を適用して認識した減損損失の一部又は全部の戻入を純損益に認識し、資産の帳簿価額を増額しなければならない。

B64 項から B65 項及び B71 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

測 定（第29項から第71項）

将来キャッシュ・フローの見積り（第33項から第35項）

...

契約の境界線内のキャッシュ・フロー（第34項）

...

B64 第34項は、企業が将来の日（更新日）において同日からの当該契約におけるリスクを完全に反映する価格を設定する実質上の能力に言及している。企業が当該実質上の能力を有しているのは、同日に発行される新規契約で既存契約と同じ特性のものに設定

IFRS 第 17 号の修正

されるのと同じ価格を企業が設定することを妨げる制約がない場合、又は請求する価格と整合するように給付を変更できる場合である。同様に、企業は、既存の契約の価格改定を当該価格が保険契約ポートフォリオにおけるリスクの全体的な変化を反映するように行える場合には、価格を設定する実質上の能力を有している。これは、個々の保険契約者のそれぞれについて設定される価格がその具体的な保険契約者に係るリスクの変化を反映していない場合であっても同じである。契約又はポートフォリオにおけるリスクを完全に反映する価格を設定する実質上の能力を企業が有しているかどうかを評価する際に、企業は、更新日において同等の契約を残りのサービスカバーについて引き受ける際に考慮するであろうすべてのリスクを考慮しなければならない。報告期間の末日現在の将来キャッシュ・フローの見積りを決定する際に、企業は、保険契約の境界線を、状況の変化が企業の実質的な権利及び義務に与える影響を含めるように再評価しなければならない。

B65 保険契約の境界線内のキャッシュ・フローとは、契約の履行に直接関連するキャッシュ・フロー（企業が金額又は時期に対する裁量を有しているキャッシュ・フローを含む）である。境界線内のキャッシュ・フローには、次のものが含まれる。

(a) …

(1a) 投資リターン・サービス（直接連動有配当保険契約以外の保険契約について）又は投資関連サービス（直接連動有配当保険契約について）を提供する際に企業に生じるコスト

(m) …

キャッシュ・フローが他の契約の保険契約者へのキャッシュ・フローに影響を与えるか又はその影響を受ける契約

…

B71 すべてのサービスカバーがグループの中の契約に提供された後に、履行キャッシュ・フローが依然として、他のグループの現在の保険契約者又は将来の保険契約者に対して行われると見込まれる支払を含んでいる場合がある。企業はそのような履行キャッシュ・フローを特定のグループに引き続き配分することを要求されないが、その代わりに、すべてのグループから生じるそのような履行キャッシュ・フローについて負債を認識して測定することができる。

B93 項から B94 項を修正し、B95 項を分解して B95A 項を新設し、B95B 項から B95C 項を追加する。新規の文言に下線を付している。

保険契約の移転及び企業結合の当初認識（第39項）

B93 企業が、発行された保険契約又は保有する再保険契約を、事業を構成しない保険契約の移転又は IFRS 第3号の範囲に含まれる企業結合で取得する場合には、企業は、取引日に契約を締結したかのように、取得した契約グループを識別するために第14項から第

24項を適用しなければならない。

B94 企業は、契約に対して受け取ったか又は支払った対価を、受け取った保険料の代用数値として使用しなければならない。契約に対して受け取ったか又は支払った対価は、同じ取引で取得した他の資産及び負債に対して受け取ったか又は支払った対価を除外する。IFRS 第3号の範囲に含まれる企業結合では、受け取ったか又は支払った対価は、同日現在の契約の公正価値である。その公正価値を算定する際に、企業は **IFRS 第13号**の第47項（要求払の特徴に関して）を適用してはならない。

B95 第55項から第59項の残存カバーに係る負債についての保険料配分アプローチが適用される場合を除き、当初認識時に、契約上のサービス・マージンの計算は、取得した発行された保険契約については第38項、取得した保有する再保険契約については第65項を適用し、契約に対して受け取ったか又は支払った対価を当初認識時に受け取ったか又は支払った保険料の代用数値として用いて行う。

B95A 取得した発行された保険契約が不利である場合には、第47項を適用して、企業は、履行キャッシュ・フローが支払ったか又は受け取った対価を超過する部分を、IFRS 第3号の範囲に含まれる企業結合で取得した契約についてはのれんの一部又は割安購入益として、移転で取得した契約については純損益の中の損失として、認識しなければならない。企業は、当該超過額について残存カバーに係る負債の損失要素を設定し、履行キャッシュ・フローのその後の変動を当該損失要素に配分するために第49項から第52項を適用しなければならない。

B95B 取引日において第66A 項から第66B 項が適用される保有している再保険契約グループについて、企業は残存カバーに係る資産の損失回収要素を、下記の積で算定しなければならない。

- (a) 取引日現在の基礎となる保険契約グループの残存カバーに係る負債の損失要素
- (b) 企業が保有している再保険契約グループから回収する権利を有している請求権の一定割合

B95C 企業は、B95B 項を適用して算定した損失回収要素の金額を、IFRS 第3号の範囲に含まれる企業結合で取得した保有している再保険契約についてはのれんの一部若しくは割安購入益として、又は、移転で取得した契約については純損益に収益として、認識しなければならない。

B96 項から B97 項を修正する。新規の文言に下線を付している。

直接連動有配当保険契約以外の保険契約に係る契約上のサービス・マージンの帳簿価額の変動（第44項）

B96 直接連動有配当保険契約以外の保険契約について、第44項(c)は、保険契約グループの契約上のサービス・マージンを将来のサービスに関する履行キャッシュ・フローの変動について調整することを要求している。これらの変動は下記のもので構成される。

IFRS 第 17 号の修正

- (a) 将来のサービスに関して当期に受け取った保険料から生じた実績調整、及び保険獲得キャッシュ・フローや保険料ベースの税金などの関連するキャッシュ・フロー (B72項(c)で定めた割引率で測定)
- (b) 残存カバーに係る負債の将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変動 (B97項(a)に記述する変動を除く) (B72項(c)で定めた割引率で測定)
- (c) 当期に支払われると見込まれた投資要素と当期に支払われることとなった実際の投資要素との差異 (B97項(a)に示すものを除く) (B72項(c)で定めた割引率で測定)
- (d) 将来のサービスに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動。企業は、非金融リスクに係るリスク調整の変動を(i) 非金融リスクに係る変動と(ii) 貨幣の時間価値及び貨幣の時間価値の変動の影響とに分解することを要求されない。企業がこのような分解を行う場合には、契約上のサービス・マージンを非金融リスクに関連する変動について修正しなければならない (B72項(c)に定めている割引率で測定)。

B97 企業は、直接連動有配当保険契約以外の保険契約のグループについての契約上のサービス・マージンを履行キャッシュ・フローの下記の変動について調整してはならない。これらは将来のサービスに関連するものではないからである。

- (a) 貨幣の時間価値及び貨幣の時間価値の変動の影響並びに金融リスク及び金融リスクの変動の影響 (すなわち、(i) 将来キャッシュ・フローの見積りに対する影響 (もしあれば)、(ii) 当該影響が分解される場合には、非金融リスクに係るリスク調整に対する影響、及び(iii) 割引率の変動の影響)
- (b) ...

...

B104 項、B107 項、B112 項、B115 項、B116 項及び B118 項を修正する。B101 項は修正していないが、参照の便宜のため記載している。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

直接連動有配当保険契約に係る契約上のサービス・マージンの帳簿価額の変動 (第45項)

B101 直接連動有配当保険契約とは、保険契約のうち、実質的に投資関連サービス契約 (企業が基礎となる項目に基づく投資リターンを約束している契約) であるものである。したがって、次のような保険契約として定義されている。

- (a) 契約条件で、基礎となる項目の明確に識別されたプールに対する持分に保険契約者が参加する旨を定めている (B105項から B106項参照)。
- (b) 企業が保険契約者に基礎となる項目に対する公正価値リターンの相当な持分に等しい金額を支払うと予想している (B107項参照)。
- (c) 保険契約者に支払う金額の変動の相当な部分が、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動すると企業が予想している (B107項参照)。

…

B104 B101項の条件は、直接連動有配当保険契約が、企業の保険契約者に対する義務が下記の差額となる契約であることを確保するものである。

(a) …

(b) 保険契約で提供される将来のサービスと交換に企業が(a)から差し引く変動手数料(B110項からB118項参照)。これは下記で構成される。

(i) 基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分の金額

(ii) …

…

B107 B101項(b)は、基礎となる項目に対する公正価値リターンに対する相当な持分が保険契約者に支払われると企業が予想していることを要求し、B101項(c)は、保険契約者に支払う金額の変動の相当な部分が、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動すると企業が予想していることを要求している。企業は次のようにしなければならない。

(a) …

(b) B101項(b)及びB101項(c)における金額の変動可能性を次のようにして評価する。

(i) 保険契約グループの存続期間にわたり、

(ii) …

…

B112 基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分 (B104 項(b)(i)) の金額の変動は、将来のサービスに関するものであり、第 45 項(b)を適用して、契約上のサービス・マージンを修正する。

…

リスク軽減

B115 企業が B116項の条件を満たす範囲で、基礎となる項目に対する企業の持分の金額 (B112項参照) 又は B113項(b)に示した履行キャッシュ・フローに金融リスクが与える影響の変動の一部又は全部を反映するために、契約上のサービス・マージンの変動を認識しないことを選択できる。

B116 B115項を適用するためには、企業は、保険契約から生じる金融リスクを軽減するためのデリバティブ又は保有している再保険契約をの使用した、保険契約から生じる金融リスクの軽減に関して、過去に文書化したリスク管理目的及び戦略を有していなければならない。その目的及び戦略を適用する際には、

(a) 企業は保険契約から生じる金融リスクを軽減するためにデリバティブ又は保有して

IFRS 第 17 号の修正

いる再保険契約を使用して、保険契約から生じる金融リスクを軽減する。

- (b) 保険契約とデリバティブ又は保有している再保険契約との間に経済的相殺が存在する。すなわち、保険契約とデリバティブ又は保有している再保険契約の価値は、軽減しようとしているリスクの変動に同様の方法で反応するので、一般的には反対方向に動く。企業は、経済的相殺を評価する際に、会計上の測定の間違を考慮してはならない。
- (c) 信用リスクは経済的相殺を左右しない。

...

B118 B116項の条件のいずれかが満たされなくなった場合には、かつ、その場合にのみ、企業は次のようにしなければならない。

- ~~(a)~~ その日から B115項の適用を停止する。しなければならない。
- ~~(b)~~ 企業は、過去に純損益に認識した変動についての修正は行わってはならない。

B119 項を修正し、B119A 項から B119B 項を追加する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

契約上のサービス・マーシンの純損益への認識

B119 保険契約グループについての契約上のサービス・マーシンの金額は、当該期間に保険契約グループに基づいて提供された保険契約サービスを反映するために、各期間の純損益に認識される（第44項(e)、第45項(e)及び第66項(e)参照）。この金額は下記によって決定される。

- (a) 当該グループの中のカバー単位を識別する。あるグループの中のカバー単位の数は、当該グループの中の契約で提供されるサービスカバーの量であり、各契約について、契約に基づいて提供される給付の量とカバーの予想存続期間を考慮して決定される。
- (b) 当期の末日現在の契約上のサービス・マーシ（当期に提供された保険契約サービスを反映するために純損益に金額を認識する前）を、当期に提供されたカバー単位と将来に提供されると見込まれるカバー単位に同等に配分する。
- (c) 当期に提供されたカバー単位に配分した金額を純損益に認識する。

B119A B119 項を適用する目的上、投資リターン・サービス又は投資関連サービスの期間は、当該サービスに関連して現在の保険契約者に支払われるべき金額のすべてが支払われた日又はそれ以前に終了する（B68 項を適用して履行キャッシュ・フローに含めた将来の保険契約者に対する支払は考慮しない）。

B119B 直接連動有配当保険契約以外の保険契約は、次の場合に、かつ、次の場合にのみ、投資リターン・サービスを提供する可能性がある。

- (a) 投資要素が存在するか、又は保険契約者がある金額を引き出す権利を有している。

- (b) 投資要素又は保険契約者が引き出す権利を有している金額に、正の投資リターンが含まれると企業が見込んでいる（正の投資リターンは、例えば、マイナス金利の環境ではゼロを下回る可能性がある）。
- (c) 企業がその正の投資リターンを生み出すために投資活動を行うと見込んでいる。

新たな見出し及び B119C 項から B119F 項を追加する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

保有している再保険契約 — 基礎となる保険契約に係る損失の回収の認識（第66A項から第66B項）

- B119C** 第 66A 項は、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約に適用される。そうした再保険契約は、基礎となる保険契約グループに生じたすべての保険金請求の一定割合を発行者から回収する権利を企業に提供する。そのような再保険契約は、基礎となる発行した保険契約グループのキャッシュ・フローに比例的でない、保険金請求以外のキャッシュ・フローも含んでいる場合がある。例えば、そのような再保険契約において、再保険者に支払われる保険料は、基礎となる保険契約グループの保険契約者から支払われるべき保険料に比例的ではない場合もある。
- B119D** 企業は、契約上のサービス・マージンに対する修正及びそれにより生じる認識する収益を、第 66A 項を適用して下記の積で算定しなければならない。
- (a) 基礎となる保険契約グループについて認識した損失
- (b) 基礎となる契約グループに係る保険金請求のうち企業が保有している再保険契約グループから回収する権利を有している部分の一定割合
- B119E** 第 66B 項を適用して、企業は、保有している再保険契約グループについて、残存カバーに係る資産の損失回収要素を設定（又は修正）しなければならない。損失回収要素は、保有している再保険契約からの損失の回収の戻入れとして純損益に表示される金額、及びその結果、再保険者に支払った保険料の配分から除外される金額を決定する。
- B119F** 第 66B 項を適用して損失回収要素を設定した後に、企業は次のようにしなければならない。
- (a) 第 50 項(a)及び第 51 項から第 52 項を適用して認識した、基礎となる保険契約グループについての損失要素の変動を反映するように、損失回収要素を修正する。
- (b) 第 66 項(c)(ii)に示した履行キャッシュ・フローの事後の変動（基礎となる不利な保険契約グループから生じる）を、損失回収要素がゼロに減額されるまで損失回収要素に配分する。

B121 項、B123 項から B124 項及び B126 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

保険収益（第83項及び第85項）

...

B121 第83項は、ある期間に認識する保険収益の金額が、約束したサービスの移転を、企業が当該サービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写することを要求している。契約グループの対価の合計には、下記の金額が含まれる。

(a) サービスの提供に関連する金額（下記で構成される）

(i) 保険サービス費用（(ii)に含まれる非金融リスクに係るリスク調整に関連する金額及び残存カバーに係る負債の損失要素に配分した金額を除く）

(ii) 非金融リスクに係るリスク調整（残存カバーに係る負債の損失要素に配分した金額を除く）

(iii) ...

...

B123 IFRS 第15号を適用すると、企業がサービスを提供する場合に、当該サービスに係る履行義務の認識の中止を行い、収益を認識する。したがって、IFRS 第17号を適用すると、企業がある期間にサービスを提供する場合に、残存カバーに係る負債を提供したサービスについて減額し、保険収益を認識する。保険収益を生じさせる残存カバーに係る負債の減額は、負債の変動のうち、企業が受け取る対価の対象となると見込まれるサービスに関連しない変動を除外する。そうした変動は、次のものである。

(a) 当期に提供されたサービスに関連しない変動、例えば、

(i) ...

(ii) 保険契約者に対する貸出金によるキャッシュ・フローから生じた変動

(iii) ...

B124 したがって、当期の保険収益は、残存カバーに係る負債の変動の合計のうち企業が対価を受け取ると見込んでいるサービスに関連するものとして分析することもできる。そうした変動は、次のものである。

(a) 当期に生じた保険サービス費用（当期首に見込んでいた金額で測定）（下記を除く）

(i) ...

(iii) 第三者に代わって回収した取引ベースの税金（保険料税、付加価値税、物品サービス税など）に関連する金額（B65項(i)参照）

(iv) 保険獲得費用（B125項参照）

(v) 非金融リスクに係るリスク調整に関連する金額（(b)参照）

- (b) …
- (c) …
- (d) 受取保険料についての実績調整（もしあれば）

…

B126 企業が第55項から第58項の保険料配分アプローチを適用する場合には、当期の保険収益は、当期に配分した予想される保険料の受取り（投資要素を除外し、該当する場合には、第56項を適用して、貨幣の時間価値及び金融リスクの影響を反映するように調整）の金額である。企業は、予想される保険料の受取りを各サービスカバ―期間に次のようにして配分しなければならない。

- (a) …
- (b)

B128 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

保険金融収益又は費用（第87項から第92項）

B128 第87項は、保険金融収益又は費用に、貨幣の時間価値及び金融リスク並びにそれらの変動金融リスクに関連する仮定の変更の影響を含めることを企業に要求している。IFRS第17号の目的上、

- (a) インフレーションに関する仮定のうち、価格若しくはレートの指数、又はインフレ連動リターンの付いた資産の価格に基づくものは、金融リスクに関連する仮定である。
- (b) インフレーションに関する仮定のうち、特定の価格変動についての企業の予想に基づくものは、金融リスクに関連する仮定ではない。
- (c) 基礎となる項目の公正価値の変動によって生じる保険契約グループの測定の変動（追加及び引出しを除く）は、貨幣の時間価値及び金融リスク並びにそれらの変動の影響から生じた変動である。

[案] 付録 C — 発効日及び経過措置の修正

C1 項を修正する。C2 項は修正していないが参照の便宜のために含めている。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

発効日

- C1 企業は、IFRS 第17号を、2022~~2021~~年1月1日以後に開始する事業年度に適用しなければならない。企業が IFRS 第17号を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。早期適用は、IFRS 第9号「金融商品」及び~~IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」~~を IFRS 第17号の適用開始日以前に適用する企業について認められる。
- C2 C1項及びC3項からC33項の経過措置の目的上、
- (a) 適用開始日は、企業が IFRS 第17号を最初に適用する事業年度の期首である。
- (b) 移行日は、適用開始日の直前の事業年度の期首である。

C3 項を修正し、C5A 項を追加する。C5 項は修正していないが参照の便宜のために含めている。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

経過措置

- C3 企業は、下記の点を除いては、実務上不可能な場合又は C5A 項が適用される場合を除き実務上不可能でない限り、IFRS 第17号を遡及適用しなければならない。
- (a) 企業は、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第28項(f)で要求している定量的情報を表示することを要求されない。
- (b) 企業は、IFRS 第17号の移行日適用開始日よりも前の期間について B115項の選択肢を適用してはならない。企業は、B115項の選択肢を適用する日又はそれ以前にリスク軽減関係を指定する場合に、かつ、その場合にのみ、B115項の選択肢を移行日以後に将来に向かって適用することができる。
- ...
- C5 企業が保険契約グループに C3項を適用することが実務上不可能である場合に、かつ、その場合にのみ、企業は C4項(a)の適用に代えて下記のどちらかのアプローチを適用しなければならない。
- (a) C6項(a)の条件付きで、C6項からC19項の修正遡及アプローチ
- (b) C20項からC24項の公正価値アプローチ
- C5A C5項にかかわらず、企業は、次の場合に、かつ、次の場合にのみ、IFRS 第17号を遡及適用することのできる直接連動有配当保険契約のグループに、C20項から C24項の公正

価値アプローチを適用することを選択できる。

- (a) 企業が B115項のリスク軽減オプションを保険契約グループに移行日から将来に向かって適用することを選択し、かつ、
- (b) 企業が保険契約グループから生じる金融リスクを軽減するために移行日前にデリバティブ又は保有している再保険契約を使用している。

C9A 項及び C15A 項を追加する。C8 項は修正していないが参照の便宜のために含めている。新規の文言に下線を付している。

修正遡及アプローチ

...

- C8 修正遡及アプローチの目的を達成するため、企業は C9項から C19項における各修正を、企業が遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を有していない範囲でのみ使用することが認められる。

契約開始時又は当初認識時の評価

...

- C9A C8 項で認めている範囲で、企業は、保険契約の取得前に発生した保険金の決済に係る負債を、発生保険金に係る負債として分類しなければならない。

...

直接連動有配当保険契約以外の保険契約グループについての契約上のサービス・マージン又は損失要素の決定

...

- C15A 不利な保険契約グループについて比例的なカバーを提供し、保険契約の発行以前に取得された保有している再保険契約グループについて、企業は、移行日現在の残存カバーに係る資産の損失回収要素を設定しなければならない（第 66A 項から第 66B 項参照）。C8 項で認めている範囲で、企業は損失回収要素を下記の積で算定しなければならない。
- (a) 移行日現在の基礎となる保険契約グループについての残存カバーに係る負債の損失要素（C16 項及び C20 項参照）
 - (b) 基礎となる契約グループに係る保険金請求のうち企業が保有している再保険契約グループから回収する権利を有している部分の一定割合

...

C20A 項及び C22A 項を追加する。新規の文言に下線を付している。

公正価値アプローチ

...

C20A 移行日現在で第 66A 項から第 66B 項が適用される保有している再保険契約グループについて、企業は、残存カバーに係る資産の損失回収要素を下記の積で算定しなければならない。

- (a) 移行日現在の基礎となる保険契約グループについての残存カバーに係る負債の損失要素 (C16 項及び C20 項参照)
- (b) 基礎となる契約グループに係る保険金請求のうち企業が保有している再保険契約グループから回収する権利を有している部分の一定割合

...

C22A 公正価値アプローチを適用する際に、企業は、保険契約の取得前に発生した保険金請求の決済に係る負債を、発生保険金に係る負債として分類することを選択できる。

[案] 付録 D — 他の IFRS 基準の結果的修正

...

IFRS 第 3 号「企業結合」

IFRS 第 3 号「企業結合」の修正において、第 64N 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

...

発効日

...

64N [日付] 修正後2017年5月公表の IFRS 第17号により、第17項、第20項、第21項、第35項及び B63項が修正され、第31項の後に見出し及び第31A 項が追加された。企業は第17項の修正を取得日が IFRS 第17号の適用開始日後である企業結合に適用しなければならない。企業は他の当該修正を IFRS 第17号の適用時に適用しなければならない。

...

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正において、第 3 項(d)及び第 44DD 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

範 囲

3 本基準は、すべての企業が、すべての形態の金融商品に適用しなければならない。ただし、次の金融商品は除く。

(a) ...

(d) IFRS 第17号「保険契約」で定義されている保険契約の範囲に含まれる契約又は IFRS 第17号の範囲に含まれる裁量権付有配当投資契約。ただし、次のものには本基準を適用しなければならない。

(i) IFRS 第17号の範囲に含まれる契約に組み込まれているデリバティブ (IFRS 第9号が区分処理を求めている場合)

(ii) IFRS 第17号の範囲に含まれる契約から分離される投資要素 (IFRS 第17号がそのような分離を要求している場合)。ただし、分離される投資要素が裁量権付有配当投資契約である場合は除く。

(iii) さらに、発行者が IFRS 第9号を金融保証契約の認識と測定に適用する場合には、本基準を当該契約。に適用しなければならないが、ただし、発行者が

IFRS 第17号の修正

IFRS 第17号の第7項(e)に従って IFRS 第17号を当該契約の認識と測定に適用することを選択する場合には、IFRS 第17号を適用しなければならない。

- (iv) 企業が発行するクレジットカード契約のうち、保険契約の定義を満たすが、企業が個々の顧客に関連する保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映していないことにより、IFRS 第17号の第7項(h)で IFRS 第17号の範囲から除外されているもの
- (v) 企業が発行する保険契約のうち、保険事故に対する補償を当該契約によって創出された保険契約者の義務を決済するのに要する金額に限定しているもの（企業が、IFRS 第17号の第8A 項に従って、このような契約に IFRS 第17号ではなく IFRS 第9号を適用することを選択する場合）

(e) ...

...

発効日及び経過措置

...

44DD [日付] 修正後2017年5月公表の IFRS 第17号により、第3項、第8項及び第29項が修正され、第30項が削除された。企業は当該修正を IFRS 第17号の適用時に適用しなければならない。

IFRS 第9号「金融商品」

IFRS 第9号「金融商品」の修正において、2.1 項及び7.1.6 項を修正する。新たな見出し及び7.2.36 項から7.2.42 項を追加する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。
--

第2章 範囲

2.1 本基準は、すべての企業が、以下を除くすべての形態の金融商品^{F1}に適用しなければならない。

(a) ...

(e) IFRS第17号「保険契約」で定義されている保険契約の範囲に含まれる契約又は IFRS第17号の範囲に含まれる裁量権付有配当投資契約に基づいて生じた権利及び義務（金融保証契約の定義に合致する保険契約に基づいて生じた発行者の権利及び義務を除く）。ただし、本基準は次のものに適用される。

- (i) IFRS第17号の範囲に含まれる契約に組み込まれているデリバティブ（それ自体がIFRS第17号の範囲に含まれる契約ではない場合）及び
- (ii) IFRS第17号の範囲に含まれる契約から分離される投資要素（IFRS第17号がそのような分離を要求している場合）。ただし、分離される投資要素が裁量権

付有配当投資契約である場合は除く。

- (iii) 金融保証契約の定義を満たす保険契約。ただし、さらに、金融保証契約の発行者が以前に、このような契約を保険契約とみなし、保険契約に適用される会計処理を使用していると明白に主張している場合は、発行者はこのような金融保証契約に対し、本基準又はIFRS第17号のいずれかを適用することができる（B2.5項及びB2.6項参照）。発行者は契約ごとにその適用を選択できるが、個々の契約に対する適用方針の選択は取消不能である。
- (iv) 企業が発行するクレジットカード契約のうち、保険契約の定義を満たすが、企業が個々の顧客に関連する保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映していないことにより、IFRS第17号の第7項(h)でIFRS第17号の範囲から除外されているもの
- (v) 企業が発行する保険契約のうち、保険事故に対する補償を当該契約によって創出された保険契約者の義務を決済するのに要する金額に限定しているもの（企業が、IFRS第17号の第8A項に従って、このような契約にIFRS第17号ではなくIFRS第9号を適用することを選択する場合）

(f) ...

...

第7章 発効日及び経過措置

7.1 発効日

...

7.1.6 [日付] 修正後2017年5月公表のIFRS第17号により、2.1項、B2.1項、B2.4項、B2.5項及びB4.1.30項が修正され、3.3.5項及び7.2.36項から7.2.42項が追加された。企業は当該修正をIFRS第17号の適用時に適用しなければならない。

...

7.2 経過措置

...

[日付] 修正後のIFRS第17号への移行

7.2.36 企業は、7.2.37項から7.2.42項に定める場合を除き、[日付] 修正後のIFRS第17号によって行われたIFRS第9号の修正をIAS第8号に従って遡及適用しなければならない。

7.2.37 [日付] 修正後のIFRS第17号の最初の適用を本基準の最初の適用と同時に行う企業は、7.2.38項から7.2.42項ではなく7.2.1項から7.2.28項を適用しなければならない。

IFRS 第 17 号の修正

7.2.38 [日付] 修正後の IFRS 第 17 号の最初の適用を本基準の最初の適用の後に行う企業は、7.2.39 項から 7.2.42 項を適用しなければならない。企業は、これらの修正の適用に必要な本基準における他の経過措置も適用しなければならない。その目的上、適用開始日への言及は、企業がこれらの修正を最初に適用する報告期間の期首（これらの修正の適用開始日）への言及として読まなければならない。

7.2.39 金融負債を純損益を通じて公正価値で測定する指定に関して、企業は、

- (a) 金融負債を純損益を通じて公正価値で測定する指定が、過去に 4.2.2 項(a)の条件に従って行われたが、これらの修正を適用する結果、その条件がもはや満たされなくなる場合には、その従前の指定を取り消さなければならない。
- (b) 金融負債を純損益を通じて公正価値で測定する指定が、従来は 4.2.2 項(a)の条件を満たさなかったが、これらの修正を適用する結果、その条件が満たされるようになる場合には、当該指定をすることができる。

このような指定及び取消しは、これらの修正の適用開始日において存在する事実及び状況に基づいて行わなければならない。当該分類は遡及適用しなければならない。

7.2.40 企業は、これらの修正の適用を反映するために過去の期間を修正再表示することを要求されない。企業は、事後的判断を使用せずに可能である場合にのみ、過去の期間を修正再表示することができる。企業が過去の期間を修正再表示する場合には、修正再表示後の財務諸表は、影響を受ける金融商品に関しての本基準のすべての要求事項を反映しなければならない。企業が過去の期間を修正再表示しない場合には、企業は従前の帳簿価額とこれらの修正の適用開始日を含む事業年度の期首現在の帳簿価額との差額を、これらの修正の適用開始日を含む事業年度の利益剰余金期首残高（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）に認識しなければならない。

7.2.41 これらの修正の適用開始日を含む事業年度において、企業は IAS 第 8 号の第 28 項(f)で要求されている定量的情報を表示することを要求されない。

7.2.42 これらの修正の適用開始日を含む事業年度において、企業はこれらの修正の影響を受けた金融資産及び金融負債の各クラスについて、適用開始日現在の以下の情報を開示しなければならない。

- (a) 従前の分類（該当がある場合は、従前の測定区分を含む）及びこれらの修正の適用直前に算定した帳簿価額
- (b) 新たな測定区分及びこれらの修正の適用後に算定した帳簿価額
- (c) 従来は純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されていたが、もはやその指定がされなくなった金融負債の財政状態計算書上の帳簿価額
- (d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の指定及び指定解除の理由

IAS 第1号「財務諸表の表示」

IAS 第1号「財務諸表の表示」の修正において、第54項(da)、第54項(ma)及び第139R項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

財政状態計算書に表示すべき情報

54 財政状態計算書には、次の金額を表す項目を掲記しなければならない。

(a) ...

(da) IFRS 第17号の範囲に含まれる契約ポートフォリオグループのうち資産であるもの (IFRS 第17号の第78項の要求により分解)

...

(ma) IFRS 第17号の範囲に含まれる契約ポートフォリオグループのうち負債であるもの (IFRS 第17号の第78項の要求により分解)

...

経過措置及び発効日

...

139R [日付] 修正後2017年5月公表の IFRS 第17号により、第7項、第54項及び第82項が修正された。企業は当該修正を IFRS 第17号の適用時に適用しなければならない。

...

IAS 第32号「金融商品：表示」

IAS 第32号「金融商品：表示」の修正において、第4項(d)及び第97T項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

範囲

4 本基準は、すべての企業が、すべての種類の金融商品に適用しなければならない。ただし、次の金融商品は除く。

(a) ...

(d) IFRS 第17号「保険契約」において定義されている保険契約の範囲に含まれる契約又は IFRS 第17号の範囲に含まれる裁量権付有配当投資契約。ただし、次のものには本基準を適用する。

(i) IFRS 第17号の範囲に含まれる契約に組み込まれているデリバティブ (IFRS 第9号が区分して会計処理することを企業に要求している場合)

IFRS 第 17 号の修正

- (ii) IFRS 第17号の範囲に含まれる契約から分離される投資要素（IFRS 第17号がこうした分離を要求している場合）。ただし、分離される投資要素が裁量権付有配当投資契約である場合は除く。
- (iii) ~~さらに、金融保証契約については、発行者が認識及び測定において IFRS 第9号を適用する場合には、当該契約。本基準を適用しなければならないが、~~ただし、発行者が IFRS 第17号の第7項(e)に従って、当該契約の認識及び測定において IFRS 第17号を適用することを選択する場合には、IFRS 第17号を適用しなければならない。
- (iv) 企業が発行するクレジットカード契約のうち、保険契約の定義を満たすが、企業が個々の顧客に関連する保険リスクの評価を当該顧客との契約の価格を設定する際に反映していないことにより、IFRS 第17号の第7項(h)でIFRS 第17号の範囲から除外されているもの
- (v) 企業が発行する保険契約のうち、保険事故に対する補償を当該契約によって創出された保険契約者の義務を決済するのに要する金額に限定しているもの（企業が、IFRS 第17号の第8A 項に従って、このような契約に IFRS 第17号ではなく IFRS 第9号を適用することを選択する場合）

...

発効日及び経過措置

...

97T [日付]修正後 ~~2017年5月公表の~~ IFRS 第 17 号により、第 4 項、AG8 項及び AG36 項が修正され、第 33A 項が追加された。企業は当該修正を IFRS 第 17 号の適用時に適用しなければならない。

[案] IFRS 第 17 号に関する設例の修正

設例 19 を追加する。さらに、当審議会は、公開草案「IFRS 第 17 号の修正」における提案を最終確定する場合には、IFRS 第 17 号に付属する設例に対して必要な結果的修正を行う予定である。

設例 19 — 基礎となる保険契約グループ（不利なグループを含む）に対して比例的なカバーを提供する保有している再保険契約グループの測定（第 66A 項から第 66B 項及び B119C 項から B119F 項）

IE200 この設例は、基礎となる保険契約グループが不利である場合の、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約の当初測定及び事後測定を例示している。

仮定

IE201 第 1 年度の期首に、企業は、固定の保険料と交換に、基礎となる保険契約グループから生じる保険金請求のそれぞれ 30% をカバーする再保険契約を締結する。基礎となる保険契約は第 1 年度の期首に発行される。

IE202 この設例では、単純化のため、次のことを仮定している。

- (a) カバー期間の終了前に失効する契約はない。
- (b) IE209 項に示すもの以外の見積りの変更はない。
- (c) 他のすべての金額は、割引の影響、非金融リスクに係るリスク調整、及び再保険者の不履行のリスクを含めて、無視している。

IE203 基礎となる保険契約の一部は、当初認識時において不利である。したがって、第 16 項を適用して、企業は、不利な契約で構成されるグループを設定する。残りの基礎となる保険契約は収益性のあるものと見込まれ、第 16 項を適用して、この設例では、企業は収益性のある契約で構成される単一のグループを設定する。

IE204 基礎となる保険契約及び保有している再保険契約のカバー期間は、第 1 年度の期首から 3 年間である。サービスは、カバー期間全体にわたり均等に提供される。

IE205 企業は、基礎となる保険契約について、当初認識の直後に CU1,100 の保険料を受け取ると見込んでいる。基礎となる保険契約についての保険金請求は、カバー期間全体にわたり均等に発生すると見込まれ、保険金請求の発生直後に支払われる。

IFRS 第 17 号の修正

IE206 企業は、当初認識時に基礎となる保険契約グループを次のように測定する。

	収益性のある 保険契約 グループ	不利な保険 契約グルー プ	合計
	CU	CU	CU
将来キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	(900)	(210)	(1,100)
将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	600	300	900
履行キャッシュ・フロー	<u>(300)</u>	<u>90</u>	<u>(210)</u>
契約上のサービス・マージン	300	-	300
当初認識時の保険契約負債	<u>-</u>	<u>90</u>	<u>90</u>
当初認識時の損失	<u>-</u>	<u>(90)</u>	<u>(90)</u>

IE207 第 61 項を適用して、企業は、比例的なカバーを提供する単一の保有している再保険契約で構成されるグループを設定する。企業は当初認識の直後に再保険者に保険料 CU315 を支払う。企業は、企業が基礎となる保険契約について保険金を支払うのと同じ日に、再保険者から保険金の回収を受け取ると見込んでいる。

IE208 第 63 項を適用して、企業は、保有している再保険契約グループについての将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りを、基礎となる保険契約グループについての将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りを測定するのに使用する仮定と整合的な仮定を使用して測定する。したがって、将来キャッシュ・インフローの現在価値の見積りは CU270 である（基礎となる保険契約グループについての将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り CU900 の 30%の回収）。

IE209 第 2 年度の末日に、企業は基礎となる保険契約グループの残りの履行キャッシュ・アウトフローの見積りを改訂する。企業は、基礎となる保険契約グループの履行キャッシュ・フローが 10%増加して、将来キャッシュ・アウトフローCU300 から将来キャッシュ・アウトフローCU330 となると見積る。したがって、企業は、保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローも、将来キャッシュ・インフローCU90 から将来キャッシュ・インフローCU99 に増加すると見積る。

分析

IE210 企業は、当初認識時に保有している再保険契約グループを次のように測定する。

	当初認識
	CU
将来キャッシュ・インフローの現在価値の見積り（回収）	(270)
将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り（保険料）	315
履行キャッシュ・フロー	<u>45</u>
保有している再保険契約の契約上のサービス・マージン（損失回収調整前）	(45)
損失回収要素	(27) (a)
保有している再保険契約の契約上のサービス・マージン（損失回収調整後）	<u>(72) (b)</u>
当初認識時の再保険契約資産	<u>(27) (c)</u>
当初認識時の収益	<u>27 (a)</u>

(a) [本公開草案の] 第 66A 項を適用して、企業は、損失回収を反映するために、保有している再保険契約の契約上のサービス・マージンを修正し、収益を認識する。[本公開草案の] B119D 項を適用して、企業は、契約上のサービス・マージンの修正及び認識する収益を CU27 と算定する（基礎となる不利な保険契約グループについて認識した損失 CU90 に、企業が回収する権利を有している保険金の一定割合 30% を乗じたもの）。

(b) 契約上のサービス・マージン CU45 を CU27 修正して、結果は、保有している再保険契約の正味コストを反映して、契約上のサービス・マージンが CU72 となる。

(c) 再保険契約資産 CU27 は、履行キャッシュ・フロー CU45（正味アウトフロー）と正味コストを反映した契約上のサービス・マージン CU72 で構成される。[本公開草案の] 第 66B 項を適用して、企業は、[本公開草案の] 第 66A 項を適用して認識した損失の回収を描写する、残存カバーに係る資産の損失回収要素 CU27 を設定する。

IE211 第 1 年度末に、企業は保険契約負債及び再保険契約資産を次のように測定する。

	保険契約負債		再保険 資産
	収益性の ある保険 契約グル ープ	不利な 保険契 約グル ープ	
	CU	CU	CU
将来キャッシュ・インフローの現在価値の見積り（回収）	—	—	(180)
将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り（保険金）	400	200	—
履行キャッシュ・フロー	<u>400</u>	<u>200</u>	<u>(180)</u>
契約上のサービス・マージン	200	—	(48)
保険契約負債	<u>600</u>	<u>200</u>	
再保険契約資産			<u>(228)</u>

IFRS 第 17 号の修正

IE212 第 2 年度末に、企業は保険契約負債及び再保険契約資産を次のように測定する。

	保険契約負債		再保険 資産
	収益性 のある 保険契 約グル ープ	不利な 保険契 約グル ープ	
	CU	CU	CU
将来キャッシュ・インフローの現在価値の見積り (回収)	—	—	(99) ^(a)
将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り (保険金)	220 ^(a)	110 ^(a)	—
履行キャッシュ・フロー	<u>220</u>	<u>110</u>	<u>(99)</u>
契約上のサービス・マージン	90 ^(b)	—	(21) ^(e)
保険契約負債	<u>310</u>	<u>110</u>	
再保険契約資産			<u>(120)</u>
損失の認識及び損失の回収		<u>(10)</u> ^(c)	<u>3</u> ^(d)

(a) 企業は、基礎となる保険契約グループの予想残存キャッシュ・アウトフローを各グループについて 10% (合計で CU30) 増額し、保有している再保険契約の予想残存キャッシュ・インフローを予想される回収 CU90 の 10% (CU9) 増額する。

(b) 第 44 項(c)を適用して、企業は、契約上のサービス・マージンの帳簿価額 CU200 を、将来のサービスに係る履行キャッシュ・フローの変動について CU20 修正する。第 44 項(e)を適用して、企業は、契約上のサービス・マージンの帳簿価額を、保険収益として認識した金額についての CU90 ((CU200-CU20=CU180)÷2) だけ修正する。結果としての第 2 年度末の契約上のサービス・マージンは、CU90 である (CU200-CU20-CU90)。

(c) 第 48 項を適用して、企業は、基礎となる不利な保険契約グループの将来のサービスに係る履行キャッシュ・フローの変動について CU10 の金額を純損益に認識する。

(d) 第 66 項(c)(ii)を適用して、企業は、保有している再保険契約についての契約上のサービス・マージンを、将来のサービスに関連する履行キャッシュ・フローの変動について修正する。ただし、その変動が、当該グループの契約上のサービス・マージンを修正しない、基礎となる保険契約グループに配分される履行キャッシュ・フローの変動から生じている場合は除く。したがって、企業は、保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動 CU9 を、以下によって認識する。

(i) 保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動 CU3 (基礎となる不利な保険契約グループの、当該契約の契約上のサービス・マージンを修正しない履行キャッシュ・フローの変動 CU10 の 30%) を直ちに純損益に認識する。

(ii) 保有している再保険契約の契約上のサービス・マージンを、履行キャッシュ・フローの変動 CU6 (CU9-CU3) だけ修正する。

(e) したがって、保有している再保険契約の契約上のサービス・マージン CU(21)は、第 1 年度末現在の契約上のサービス・マージン CU(48)を、CU6 及び第 2 年度に受けたサービスについて認識した契約上のサービス・マージン CU21 (CU(21)=(CU(48)+CU6)÷2)) について修正したものに等しい。

[案] IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の修正

IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC265 項の末尾に脚注を追加する。

- * IFRS 第 17 号の修正 [案] の開発時に、当審議会は、相互会社として記述される可能性のある企業のすべての企業が最も残余的な持分が保険契約者に帰属するという特徴を有しているわけではないと考えた。

IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC304 項の末尾に脚注を追加する。

- * BC304 項及び BC305 項は、保険契約グループから生じた所定の金額を超える合計損失をカバーする保有している再保険契約について記述している。IFRS 第 17 号の修正 [案] の開発時に、当審議会は、保有している再保険契約が個々の保険契約に関して所定の金額を超過する保険金請求をカバーする場合には、当該再保険契約は比例的なカバーを提供していないと考えた。

[案] IFRS 第 4 号の修正

IFRS 第 4 号「保険契約」において、第 20A 項、第 20J 項及び第 20O 項を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

IFRS 第9号の一時的免除

20A IFRS 第9号は金融商品の会計処理を扱っており、2018年1月1日以後開始する事業年度に適用される。しかし、第20B項の要件を満たす保険者について、本基準は一時的免除を認めている。この一時的免除では、保険者が~~2022~~2024年1月1日より前に開始する事業年度についてIFRS第9号ではなくIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を適用することを認めているが、要求はしない。IFRS第9号の一時的免除を適用する保険者は、次のようにしなければならない。

(a) …

…

20J 企業が再判定（第20G項(a)参照）の結果としてIFRS第9号の一時的免除の要件を満たさなくなった場合には、企業は、その再判定の直後に開始する事業年度の末日までについてのみ、IFRS第9号の一時的免除の適用を継続することが認められる。ただし、企業は~~2022~~2024年1月1日以後開始する事業年度にはIFRS第9号を適用しなければならない。例えば、企業が2018年12月31日（事業年度の末日）において第20G項(a)を適用してIFRS第9号の一時的免除の要件を満たさなくなったと判断する場合には、企業は2019年12月31日までについてのみ、IFRS第9号の一時的免除の適用を継続することが認められる。

…

IAS 第28号の特定の要求事項の一時的免除

20O IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第35項から第36項は、持分法を適用する際に統一した会計方針を適用することを企業に要求している。ただし、~~2022~~2024年1月1日より前に開始する事業年度については、関連会社又は共同支配企業が適用した関連する会計方針を企業が次のいずれかのようにして維持することが認められるが要求はされない。

(a) …

審議会による 2019年6月公表の公開草案「IFRS第17号の修正」の承認

本公開草案「IFRS第17号の修正」は、国際会計基準審議会の14名のメンバーのうち14名により公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト

議長

スザンヌ・ロイド

副議長

ニック・アンダーソン

マルティン・エーデルマン

フランソワーズ・フローレス

アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス

ゲイリー・カブレック

陸 建橋

鶯地 隆継

ダレル・スコット

トーマス・スコット

徐 正雨

アン・ターカ

メアリー・トーカー